

3. 申請期限

令和4年3月31日

4. 申請書類等

国民健康保険税減免申請書
後期高齢者医療保険料減免申請書
介護保険料減免申請書

【死亡、重篤な傷病を負った場合】→事業廃止届等
【事業等の廃止の場合】→退職証明書、雇用保険被保険者離職票等
【失業した場合】→給与明細書、収入の減少が確認できる書類等
【事業収入等の減少が見込まれる場合】→給与明細書、収入の減少が確認できる書類等
【前年中の収入額・所得額】→源泉徴収票の写し等
【納税者確認等】本人確認書類(免許証、健康保険証など)及び個人番号(マイナンバー)

5. お問い合わせ及び提出先
税務住民課 税務・収納グレープ ☎4-2511(内線114・115)
☆4-251103

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等の 保険税(料)の減免(特例)について

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の要件を満たした場合は、申請により保険税(料)の減免(特例)を受けることができます。

対象となる保険税(料)は、令和2年度分と令和3年度分の保険税(料)で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものになります。また、被保険者に係る令和2年度相当分の保険税(料)額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に徴収の納期限が到達する保険税(料)も対象となります。(特別徴収は同期間に年金の支払日となっているものになります。)

各保険の要件・割合は次のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病(1か月以上の治療を有する等の著しく重たい症状)を負った場合

区分	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	介護保険料
減免割合	全額免除	全額免除

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業、給与、不動産、山林に限る)の減少が見込まれ、次のすべてにあてはまる世帯の方

区分	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	介護保険料
要件1 (減収)	世帯主の事業収入等(事業、給与、不動産、山林)が、前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれること	
要件2 (合計所得)	世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること	
要件3 (他の所得)	世帯主の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の合計所得金額が、400万円以下であること	

区分	前年の合計所得	減免割合
廃業・失業	10割	10割
300万円以下	10割	10割
400万円以下	8割	8割
550万円以下	6割	—
750万円以下	4割	—
1,000万円以下	2割	—

■新型コロナウイルスに伴い採用試験の日程等に変更がありますので細部は下記までご連絡ください。



■応募・お問い合わせ
自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
☎01654-2-3921
※受験申し込みは役場総務課でも対応いたします。
☎4-2511内線225 ☆4-251101